

関係事業者各位

令和元年 5 月

薬剤師在宅訪問依頼について

一般社団法人 豊橋市薬剤師会
会長 中嶋 孝任

薬剤師による在宅での定期的な薬剤管理などのご要望がありましたら、この用紙に必要事項を記載し豊橋市薬剤師会発行の“在宅医療患者受け入れ薬局一覧”に載っている会員薬局へ送ってください。

介護保険での居宅療養管理指導では単一建物住居者が 1 人の場合 5 0 7 単位、2～8 人の場合 3 7 6 単位、1 0 人以上の場合 3 4 4 単位、医療保険での在宅患者訪問薬剤管理指導では単一建物住居者が 1 人の場合 6 5 0 点、2～8 人の場合 3 2 0 点、1 0 人以上の場合 2 9 0 点それぞれ月 4 回まで（算定する間隔は 6 日以上）の保険請求が可能になります。患者様の容体や処方内容により訪問の回数は異なります。

☆上記の費用がかかる事と個人情報の提供についてもご説明いただき原則、患者様、ご家族様の同意を得てからの依頼をお願いします。

同意を得られない場合や薬剤師からの説明が必要な場合には直接、在宅患者受け入れ薬局へお電話ください。

豊橋市薬剤師会の H P に最新の“在宅医療患者受け入れ薬局一覧”があり F A X 番号が記載してあります。

※訪問には医師の指示が必要になるのでご希望に添えない場合もございます。

別紙 1 について

に該当するところにはを入れてください。

他に情報提供用紙などある場合は、下記すべて別様式にて情報提供します。だけでもかまいません。